## 平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	備考
日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	日本司法書士会連合 会 東京都新宿区本塩町 9-3	会計規程第25条第1項 独立行政法人への移行により、旧公庫名義の 住宅ローン完済等に伴う抵当権抹消等登記を 行う際に、抵当権の移転登記が必要となって いる。本件は、司法書士に移転登記を依頼し たことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等 業務を、司法書士が所属している司法書士会 に委託することが効率的であるため、同会と 随意契約したものである。	20,304,000	432円/件	100.00%	-	本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務である。すべての司法書士と迅速かつ緊密な連携がとれるのは司法書士の入会が義務付けられている司法書士会(司法書士法第57条)のみであり、同社と随意契約したものである。	19	
個人信用情報機関の利用	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	一般社団法人全国銀 行協会 東京都千代田区丸の 内1-3-1	会計規程第25条第1項 一般社団法人全国銀行協会加盟の金融機関すべて(都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等)の借入情報を取得できるのは一般社団法人全国銀行協会のみであるため、唯一の契約相手方である同協会と随意契約したものである。	36,910,803	照会費用 211円/件ほか	100.00%	-	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供 元が契約相手方のみであるため、随意 契約によらざるをえないものである。	12	
個人信用情報機関の利用	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	報機構	会計規程第25条第1項 審査上必要な消費者金融、信販会社及びその他金融業者からの借入情報を取得できるのは株式会社日本信用情報機構のみであるため、唯一の契約相手方である同社と随意契約したものである。	17,462,192	照会費用 113.4円/件ほか	100.00%	-	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	12	
個人信用情報利用に係る 通信回線利用料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	報機構	会計規程第25条第1項 本件は、株式会社日本信用情報機構の個人 信用情報の利用のために必要な通信回線に 係る契約である。利用に当たり回線事業者が 指定されているため、同社と随意契約したも のである。	3,933,633	3933633	100.00%	-	個人信用情報機関との契約により、契 約相手先が指定されていることから随意 契約によらざるをえないものである。	19	
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区 みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、 移転による作業負担、費用及び情報リスク管 理を勘案すると、当該場所において業務を安 定的に継続して実施する必要があることか ら、同社と随意契約したものである。	契約当事者間 の約定により非 公表	契約当事者間の 約定により非公表		-	すでに当該場所を事務所として利用し、 業務を継続して実施する必要があること から、同社と随意契約したものである。	5	
本店ビルにおける熱需給	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	東京下水道エネル ギー株式会社 東京都中央区新富1- 7-4	会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成26年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー株式会社1社であることから、同社と随意契約したものである。	92,071,010	92071010	100.00%	-	本店ビルのある地区において当該熱需 給供給を行う事業者は、同社のみであ ることから随意契約によらざるをえない ものである。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	備考
ファームバンキング利用に 係る振込手数料等	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	株式会社三菱東京U FJ銀行 東京都千代田区神田 鍛冶町3-6-3	会計規程第25条第1項 本件は、ファームバンキングを利用して機構 の資金決済を行うための契約である。機構の 事業実施にあたっては、資金決済リスクを抑 止し、安定的に資金決済を実施することが必 要である。特に、証券化支援事業では、決済 リスクが顕在化した場合、これを理由に資金 調達コストが上昇しかねないことのみならず、 機構の信用力の低下を招き、債券市場及び 証券化支援事業の事業運営に大きな影響を 及すことから、契約の性質又は目的が競争を 許さないため、同行と随意契約したものであ る。	40,546,980	振込手数料 162円/件ほか	100.00%	-	資金決済において、決済デフォルトを引き起こした場合、信用失墜を招き、機構の経営及び事業継続に重大な影響を及ぼすものである。このため、資金決済業務の不安定化リスク排除のため、法法称行後これまで安定的に資金決済業務を取り扱っている同行との随意契約によらざるをえないものである。	19	
後納郵便	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が 関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に 関する法律に規定する郵便及び信書の送達 が可能な事業者は、同社しかないため随意契 約したものである。	313,327,349	313,327,349	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。	9	
ガス	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	東邦ガス株式会社 愛知県名古屋市熱田 区桜田町19-18	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られる ため、同社と随意契約したものである。	3,174,093	3,174,093	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえない ものである。	8	
ガス	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5- 20	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られる ため、同社と随意契約したものである。	1,638,693	1,638,693	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえない ものである。	8	
水道	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	東京都水道局 東京都文京区西片2- 16-23	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られる ため、東京都水道局と随意契約したものであ る。	7,911,592	7,911,592	100.00%	_	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえない ものである。	8	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	北斗企画株式会社 山形県鶴岡市西新斎 町3-2	して佰舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,232,000	2,232,000	100.00%		当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,872,000	1,872,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	個人情報保護法によ り非公表	して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2784000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	有限会社エステイト 管理長町 宮城県仙台市太白区 長町2-11-30	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,368,000	1,368,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,200,000	1,200,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	有限会社ウッドベル 商会 石川県金沢市有松5- 6-23	該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,296,000	1,296,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,608,000	1,608,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,272,000	1,272,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	会社	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,200,000	1,200,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	株式会社HARADA 静岡県周智郡森町一 宮4134-1	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,800,000	1,800,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	大東建物管理株式会 社 東京都港区港南2- 16-1	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,560,000	1,560,000	100.00%	_	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	関電不動産株式会社 京都支店 京都方京都市下京区 塩小路通烏丸西入東 塩小路町614	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、 移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間 の約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表		-	すでに当該場所を事務所として利用し、 業務を継続して実施する必要があること から、同社と随意契約したものである。	5	
事務リスク管理システムに 係る保守管理契約	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	東芝ソリューション株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	会計規程第25条第1項 事務リスク管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、保守管理を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	1,819,260	1,819,260	100.00%	-	事務リスク管理システムは、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
公益社団法人日本経済研究センター研修派遣	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月1日	公益社団法人日本経済研究センター 東京都千代田区大手町1-3-7	会計規程第25条第1項 本件は、各社の若手~中堅社員が集まり、経済予測等の実戦訓練を通して、論理的判断力等を養う研修に当機構職員を参加させるものである。 当該研修は、日本経済研究センターによるもの以外には見あたらないことから、同社と随意契約したものである。	2,484,000	2,484,000	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえない ものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月3日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	2,160,000	2,160,000	100.00%	_	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	備考
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月11日	有限会社ヒューマン キャピタル 宮城県仙台市青葉区 五橋2-8-15-805	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,368,000	1,368,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月11日	朝日ハウズィング株 式会社 宮城県仙台市青葉区 国分町3-5-7	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,404,000	1,404,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月11日	朝日ハウズィング株 式会社 宮城県仙台市青葉区 国分町3-5-7	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,440,000	1,440,000	100.00%	_	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月12日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,712,000	2,712,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人との随意契 約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月12日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,200,000	1,200,000	100.00%	_	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月12日	多田建材株式会社 香川県高松市松並町 591-6	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月12日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,199,999	1,199,999	100.00%	_	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月13日	株式会社ホカゾノ 鹿児島県鹿児島市新 屋敷町15-6	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,199,998	1,199,998	100.00%	_	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月16日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	1,368,000	1,368,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手 数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月25日	東京法務局 東京都千代田区九段 南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手 数料を契約相手方に支払うものであるため、 唯一の契約相手方である法務局と随意契約し たものである。	7,625,000	7,625,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	備考
資産自己査定システム運 用支援及び保守等業務	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年4月30日	株式会社オービック 東京都中央区京橋2- 4-15	政府調達規程第11条第2号 資産自己査定システムは、同社が著作権を保有するパッケージソフトをもとに機構独自の管理機能等を追加したものである。本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三名に公開されていないことから、本システムに係る運用支援等業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	26,244,000	26,244,000	100.00%	_	本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者による変更が禁止されていることから改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手 数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年5月23日	東京法務局 東京都千代田区九段	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手 数料を契約相手方に支払うものであるため、 唯一の契約相手方である法務局と随意契約し たものである。	7,350,000	7,350,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
平成26年度「住生活月間」 協賛金	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年5月23日	住生活月間実行委員 会 東京都千代田区神田 小川町1-11	会計規程第25条第1項 住生活月間実行委員会に所属することにより、フラット35やその他の融資制度を効率的に周知する機会を得ることができ、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成26年度住生活月間の協賛金を負担するために当委員会と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%		住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成24年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから、随意契約によらざるをえないものである。	19	
機構本体格付の取得に係る年間手数料	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年6月1日		が住宅ローンを証券化し、機構がそれに対し て保証を行うものであり、その際、債務保証を	することにより 機構の事務又 は事業に支障を 生じるおそれが あるため予定価	契約金額を公表しないことが通過を公表しないことが通知的形態で、相手方とのにより実際公表しないこととなって、あたいまたので、は、ないるため、ないるため、表しないるため、表しないるため、表しないるため、表しない。		-	証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付けを行うに当たっては、債務保証を行う機構についての本体格付も必要であることから、金融機関が選定した同社との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年6月1日	個人情報保護法によ り非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎 の借上げが必要となり、当該物件を宿舎とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもの である。	2,160,000	2,160,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員 宿舎の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舎として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手 数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年6月27日	南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手 数料を契約相手方に支払うものであるため、 唯一の契約相手方である法務局と随意契約し たものである。	7,700,000	7,700,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	

## 〔記載要領〕

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その 他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」
- (※) 本表は、平成26年9月末時点の情報に基づき作成。